

石狩市自治基本条例解説

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 市民（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 議会及び議員（第 7 条—第 9 条）
- 第 4 章 執行機関及び職員（第 10 条—第 12 条）
- 第 5 章 行政運営の原則（第 13 条—第 23 条）
- 第 6 章 協働によるまちづくりの推進（第 24 条—第 27 条）
- 第 7 章 他の自治体等との連携協力（第 28 条・第 29 条）
- 第 8 章 条例の見直し（第 30 条）

附則

前文

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が當々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと念願しています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

【解説】

条例制定の背景となっている認識や考え方などを分かりやすく伝え、条例解説の指針とするため、この条例に前文を置くこととしました。前文は、4つの段落で構成しています。

第1段落は、条例策定の大前提となる「まち」に対する現状認識を明らかにした部分で、地勢、自然、歴史、活力などから石狩市の特徴を謳っています。

第 2 段落は、今後、石狩市が目指すべきまちづくりの目標を示しています。合併後の新生石狩市は、①石狩・厚田・浜益などの地域の特色を生かした中で、②市民が自立して躍動することにより、③平和・安全・安心な環境を作り、④次世代に引き継ぐ、という 4 つの要素を満たすようなまちづくりを目指すこととした。第 1 段落と第 2 段落の内容は、平成 19 年に定められた市民憲章の内容とも整合させています。

第 3 段落では、目指すまちの姿を実現するために求められる「地域の行動原則」として、2 つの要素を取り上げています。1 つは、すべての市民は自治の主役であって、まちづくりの主体として尊重される中で、各自の役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むことであり、もう 1 つは、市民と市が情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することです。この 2 つの要素は石狩市のまちづくりの理念となるものであり、石狩市の自治基本条例は、こう

した考え方を具現化することを強く意識しながら制定することを示しています。

第 4 段落は、自治基本条例を制定する動機を表現しています。地方分権時代のまちづくりは、そこに暮らす人々の選択と実践の中で自主的・自律的に進めなければなりません。この点、石狩市は「市民の声を活かす条例」により、これまで市役所の政策形成過程への市民参加の実践を進め、一定の成果を挙げてきています。この経験を土台とすれば、協働のまちづくりをさらに確固たるものとすることができるはずです。こうした動機の下に自治基本条例を定めることを明らかにしています。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する基本理念及び原則を示すとともに、まちづくりに関する市民の権利と責務、市議会及び執行機関の責務並びに市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

【解説】

- ・第 1 章では、条例の目的や、重要な用語、条例を貫く考え方などを明らかにしています。
- ・地方分権の進展により、自治体には個性豊かで活力ある地域社会を作るため、自らの責任と判断で自律的にまちづくりを進めることができます。一方では、市民意識の多様化、高度化により、自治体には新たな公共的課題が絶えず生まれています。これから自治体は、こうした課題に対応しながら、地方分権時代に求められるまちづくりを進めていかなければなりません。

しかし、これまでのような市役所が行う画一的な行政サービスに頼ったまちづくりでは、厳しい財政状況も相まって、これらの課題のすべてに対応することが

難しい状況にあります。

こうした隘路を打開するためには、地域を構成する市民、団体、企業、行政などの各主体が、互いに役割と責任を分担し、協力しながら地域の公共的課題を解決することが鍵になります。このように多様な主体が、協力してまちづくりを進めていくためには、共通の目標（まちづくりの理念）を設定した上で、それを達成するために必要な協力の枠組み（まちづくりの原則）と、各主体の役割や責任（まちづくりに関する権利や責務）を明確にする必要があります。

- ・また、今後もまちづくりの中で大きな役割を担う市の機関の活動原則についても定める必要があります。
- ・この条例は、こうしたことを定めることにより、市民が自ら担う（市民自治）まちづくりを実現しようとするものです。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住民
 - イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者
 - ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体
- (3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。
- (4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう。
- (5) まちづくり 市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動をいう。
- (6) 協働 複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力することをいう。
- (7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。

【解説】

- ・第 2 条は、この条例の中で使用する重要な用語の意味を明らかにしています。
- ・「住民」とは、地方自治法でいう住民と同じく、市内に住民登録又は外国人登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。（第 1 号）
- ・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通じて地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体

もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。(第 2 号)

・「石狩市」とは、地方自治体としての石狩市を指します。(第 3 号)

・「市」とは、自治体としての石狩市に置かれている議事機関の議会と市長や教育委員会などの執行機関を総称したものです。(第 4 号)

・「まちづくり」とは、石狩市において求められる公共的課題に対応するための活動や、石狩市が目指すべきまちの姿の実現につながるような活動を総称したものです。条文では、こうした活動の例示として、「市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動」と表現しています。(第 5 号)

・各主体がともにまちづくりを担う際のあるべき関係を「協働」とし、「協働」とは①まちづくりに関わる複数の主体の参加、②目標の共有、③各主体の役割の完遂、④相互補完、相互協力の 4 つを満たす状態であるとしています。(第 6 号)

・「地域コミュニティ組織」とは、町内会、自治会、高齢者クラブ、子ども会など、地域に密着した活動を行う中で、会員の親睦とともにそれぞれの地域に根ざしたまちづくりを展開している組織を指します。これらの組織は、協働のまちづくりを進める上で大きな役割を果たすことが期待されることから、この条例で定義付けをしています。(第 7 号)

(条例の位置付け)

第 3 条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する最高規範であり、市及び市民は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、条例の制定、計画の策定その他の市政運営に当たっては、この条例の内容との整合を図らなければならない。

【解説】

・この条例が、石狩市のまちづくり、つまり石狩市がこれから自治体に求められる役割を果たしていく上で基本的な理念や仕組みを定めるものであることから、石狩市のまちづくりに関する最上位の条例として位置付けることを明らかにしています。(第 1 項)

・法体系上は、個々の条例間に上下の関係はありませんが、第 1 項で明らかにしたこの条例の位置付けに基づき、石狩市としては他の条例・規則等、計画、施策等についてもこの条例と整合を図るようにすることにより、市の諸活動が全体としてこの条例の趣旨や理念にのっとって行われるようにすることをねらいとしています。

(第 2 項)

(まちづくりの基本原則)

- 第 4 条 石狩市のまちづくりは、市民が主役であるとの共通認識のもと、市民及び市又は市民同士の協働により進めることを基本とする。
- 2 石狩市のまちづくりは、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有しながら進めることを基本とする。
- 3 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を自覚し、持続可能性を確保しながら進めることを基本とする。

【解説】

- ・第 1 条でも明らかにしたように、今後石狩市が自主性、自律性を保ちながら、地域の公共的課題に対応していくためには、このまちで暮らし、活動するあらゆる主体（市民）が主役となり、市や市民同士が協働するなどして、まちづくりの取り組みを展開する必要があります。このことから、まちづくりの第 1 の基本原則を「協働」としました。（第 1 項）
- ・さまざまな主体同士が協働してまちづくり活動を行う場合には、当事者が、その活動の目的やそれが求められている背景などの情報を共有する必要があります。また、協働の輪を広げていくためには、当事者だけではなく、まちづくりに関する情報をできるだけ地域で共有し、活動の透明性を高め、共感を広げていくことも必要です。このことから、まちづくりの第 2 の基本原則を「情報共有」としました。（第 2 項）
- ・今の石狩市は、先人の英知と努力によって守られ、育てられ、そして引き継がれてきたものです。私たちには、この石狩市をさらに良いまちとして次代に引き継いでいく責務があります。そう考えると、自然や環境、地域社会の姿、財政状況などあらゆる面で、私たちの活動が将来の市民に大きな影響を及ぼすことが分かります。こうしたこと自覚し、その場限りではなく、将来にわたって持続できるようなまちづくりを進めることが大切です。このことから、まちづくりの第 3 の基本原則を「持続可能性の確保」としました。（第 3 項）

第 2 章 市民

(市民の権利)

- 第 5 条 市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる。
- 2 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。
- 3 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

【解説】

・第 2 章では、石狩市のまちづくりにおける市民の権利と責務について定めています。

・これからは、市の機関以外にも多様な主体が「市民」として相互に連携、協力してまちづくりを担っていくことになるため、それらの主体間の関係についての基本的なルールが必要となります。このルールを、①他の主体に対して主張したり、自由に行使できる資格等としての「権利」、②権利を行使するに当たり果たすことが期待される責任や役割としての「責務」に分けて明らかにしています。

・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によってさまざまなパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、属性による不合理な差別や取り扱いをされることはないということを明らかにしています。(第 1 項)

・第 4 条第 2 項でも記したように、協働のまちづくりを進める上で「情報」は非常に重要な役割を果たします。このため、第 2 項ではまちづくりのうち市が担う活動(市政)に関する情報を知ることを市民の権利として位置付けたものです。

既に石狩市には情報公開制度がありますが、本項の内容はこの裏付けとなるものです。また、情報を知るだけでなく、市政に関する情報について分かりやすく整理された形で説明を求めるのも「権利」として保障しています。(第 2 項)

・自治体の最も基本的な役割は、身近な防犯、交通安全、防災等、市民が安全で安心して暮らせる環境を守ることだと考えられます。また、平和都市宣言を行っている石狩市においては、市民が平和に暮らす環境を整えることも健全なまちをつくるための基本的な条件であると考えます。なお、この権利は、行政に対してだけでなく、個人間でも主張できるものと考えられます。(第 3 項)

(市民の責務)

第 6 条 市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

【解説】

・まちづくりにどのように関わるかは、まちづくりの主体である個々の市民が自ら決めるべきことです。従って、まちづくりにまったく関わらないという判断も尊重されなければなりません。しかし、すべての市民がこうした判断をするなら、まちづくりは破綻してしまいます。

このジレンマを突破するためには、自分はまちづくりの主体だということを個々の市民がまず自覚することが必要となります。自覚が備わることで、協働の

まちづくりに参加することが一種のモラルとして意識されるようになると期待されます。また、個々の市民はまちづくりの主体として平等ですから、他者の判断や活動については尊重しあうことが必要です。(第 1 項)

・まちづくりに参加する場合には、自分の発言や行動に責任を持つことが求められます。協働によるまちづくりを進める場での無責任な言動は、他者のまちづくりへの参加意欲を損なうことにもつながりかねないことから、このことをまちづくり参加権行使する際の責務として定めています。(第 2 項)

第 3 章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第 7 条 議会は、石狩市の意思決定機関であり、執行機関の市政運営を監視し、及びけん制する役割を果たす。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聞く機会を設けるなど、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、議事機関としての責務を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望を持って活動しなければならない。

4 議会は、会議の公開を原則とし、市民との情報の共有化を図るため、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

5 議会は、議会の活性化を推進するため、自ら不断の議会改革に努めなければならない。

【解説】

・議会は、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成されており、同じく直接選挙で選ばれた市長とは、互いの権限を尊重し均衡を保ちながらまちづくりを進める役割を担っています。従ってここでは、議会が石狩市の主要な意思決定を議決する役割を持つとともに、執行機関の市政運営が民主的で効率的、公正かつ適正に行われているかを絶えず監視し、及びけん制する機能を果たすことを規定しています。(第 1 項)

・第 1 条の「目的」では、市民自治によるまちづくりを実現することがこの条例の目的であることを明らかにしています。議会は、常任委員会の公聴会や参考人制度の活用などにより、まちづくりの主役である市民の意思を広く把握し、政策の形成に反映させることを通して、その目的達成を図ることを規定しています。(第 2 項)

・議会は、所定の事案について議決により自治体意思を決定する議事機関としての権限を持っていますが、その役割と果たすべき責務を常に自覚し、将来にわたって、望ましい石狩市の実現のためにあらゆる公共的な活動のあり方、つまり、まちづくりの展望を持った活動をしていかなければならないことを規定しています。(第 3 項)

- ・議会は、既に、本会議はもとより常任委員会、特別委員会を含め会議を公開し、開かれた議会運営を推進していますが、第 4 条の「まちづくりの基本原則」で定めた市民との情報の共有を図るため、より積極的な情報提供に努めなければならないと規定しています。（第 4 項）
- ・議会が住民の信託に応えるためには、その役割や責務を十分に果たせるよう、議会の活性化を推進しなければなりません。そのために、より良い議会を目指し、常に議会改革の推進に努めなければならないと規定しています。（第 5 項）

（議員の責務）

- 第 8 条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 議員は、まちづくりに関する調査研究を積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならない。
- 3 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにし、議会活動を推進することにより政治責任を果たすよう努めなければならない。
- 4 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めなければならない。

【解説】

- ・議員が住民の信託に応えるためには、議員活動を通して議会がその役割と責務を果たすようにしていく必要があります。このため、例えば議会の調査権や議案の提案権を積極的に活用するなどして、誠実に職務の遂行に努めなければならないことを規定しています。（第 1 項）
- ・地方分権時代の議会には政策形成機能の充実が求められていることを踏まえ、議員は、まちづくりに関する調査研究を自ら積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならないと規定しています。各議員がこうした活動を行うことにより、議会の政策形成機能も高まっていくと考えられます。（第 2 項）
- ・議員は、まちづくりに対する自らの考えを明らかにし、その公約や発言等に責任を持って議員活動に取り組むことが、その政治責任を果たすうえで重要な要素のひとつであることからこうした規定を設けています。（第 3 項）
- ・議会は、言論の府として議事を通じて市の意思を決定する機関です。議員はこのことを十分認識し、議会における討議の充実を図り、議論を尽くして結論を導き出すよう、討議の活性化に努めなければならないことを規定しています。（第 4 項）

（議会事務局）

- 第 9 条 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局機能の充実に努めるものとする。

【解説】

- ・議会が第 7 条で明らかにした役割と責務を果たし、審議の充実を図るためにには、議会事務局の補佐機能の充実が必要であり、議会事務局の機能充実に努めることを規定しています。

第 4 章 執行機関及び職員

(市長の責務)

第 10 条 市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に応えるとともに、執行機関及び市内の公共的団体等がこの条例の趣旨を体現しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な総合調整を適切に行わなければならぬ。

- 2 市長は、就任に当たり、この条例の趣旨にのっとり職務を遂行することを、公の場において表明しなければならない。

【解説】

- ・市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員は、執行機関として具体的に市政を推進する権限を持っています。こうした権限は、住民からの信託に発するものですから、この条例の中で、その信託に応えられるような執行機関や市職員のあり方を、責務として明らかにしています。

・市長は、いわゆる市長部局といわれる執行機関の長として、他の執行機関と同様の責務を負うほか、住民の直接選挙によって選ばれた石狩市の統轄代表者として、執行機関相互の行動や公共的団体の指揮監督をするなど、特別な地位や権限をもっています。このため、市長がこれらの権限を行使するに当たっては、住民の信託に応えるとともに、各執行機関や公共的団体の活動が一体となってこの条例に立脚したまちづくりが進められるよう、適切にリーダーシップを發揮すべきことを定めたものです。(第 1 項)

- ・市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、例えば所信表明などの公の場で、この条例にのっとって職務を遂行することを市民に対して表明することとしています。(第 2 項)

(執行機関の責務)

第 11 条 執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう市政を執行しなければならない。

- 2 執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

- 3 執行機関は、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

【解説】

- ・ここでは、協働のパートナーとして、執行機関が市民に信頼されるようになるための基本事項 3 つを責務として定めています。

1 つ目は、公正に、誠実に職務を遂行することと合わせて、執行機関が持つ情報や政策の内容、意思決定の過程などを明らかにするなどの市政に関する透明性をさらに向上させること（第 1 項）、2 つ目は、執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために市民の考え方や活動内容を積極的に把握するように努めること（第 2 項）、3 つ目は、単に市政情報の公開にとどまらず、市民に分かりやすい形で情報を提供するように努める（第 3 項）ということを規定しています。

（市職員の責務）

第 12 条 市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まなければならない。

3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

【解説】

- ・市民にとって市職員は、直接関わる機会が多い身近な存在であることから、職員の対応ひとつが執行機関への信頼を大きく左右することになります。このため、市民に信頼される職員であるために求められる基本的な事項を責務として定めました。①全体の奉仕者であることを公私にわたり自覚し、市民の視点に立って、公正誠実かつ能率的に職務の遂行に努めること（第 1 項）、②協働のまちづくりを基本原則とする石狩市の職員として、職務の遂行に当たり、市民との協働に積極的に取り組むこと（第 2 項）、③事務処理や政策形成、問題解決その他の能力など、職務を遂行する上で求められる能力の向上と、たゆまぬ自己研鑽の努力を求めています。

（第 3 項）

- ・また、こうした責務の自覚を高めるため、職員採用時にこれらのこと宣誓することとしています。

《関連条例・制度》 職員の服務の宣誓に関する条例

第 5 章 行政運営の原則

(市政運営の原則)

第 13 条 市政は、石狩市の実情を十分踏まえつつ、自主的、自律的かつ総合的なまちづくりに寄与するように運営されなければならない。

2 市は、前項の趣旨にのっとり、まちづくりに必要となる条例等の制定改廃及び法令の解釈を適切に行わなければならない。

【解説】

- ・第 5 章では、自治基本条例で定めるまちづくりの基本原則や市民の権利などを具体化するために市が守らなければならない原則的な事項を明らかにしています。
- ・地方自治法により、自治体は、地域における事務を自主的・総合的に実施する役割を負っています。この条例の中での「まちづくり」とは、石狩市において求められる公共的課題に対応するための活動や、石狩市が目指すべきまちの姿の実現につながるような活動を総称したものであり、「市政」とは、まちづくりのうち市の機関が担う部分を指します。これらを考え合わせると、市政運営は、自主的かつ総合的な石狩市のまちづくり全体に寄与するものでなければなりませんが、その場合は、机上の論理だけでなく、石狩市の実情を踏まえながら進めていくことについても規定しています。(第 1 項)
- ・市の機関が行う活動は法律や条例に基づくことが基本であることから、法令の解釈や条例等の制定改廃は市政の重要な要素となります。このため、まちづくりを進めるために市が行うこれらの事務は、第 1 項で明らかにした基本姿勢にのっとり、適切に行うこととしています。(第 2 項)

(情報公開)

第 14 条 市は、市政に関する情報を、市民の請求に応じ、又は自ら積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない。

【解説】

- ・第 5 条に規定する市政情報を知る権利を具体化するための措置として、市政に関する情報を請求に応じて提供する仕組みと、請求を待たずに積極的に市民に提供する仕組みの 2 つを講じることを市に義務付けています。
- ・今後、協働によるまちづくりをさらに進めていくためには、市政に関する情報の公開・提供に関する制度を、必要に応じて充実させていくことが基本となります。

《関連条例・制度》 情報公開条例、市民の声を活かす条例、公告式条例、監査委員条例など

(個人情報保護)

第 15 条 市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない。

【解説】

・市政を円滑に執行するため、市は多くの個人情報を持つことが認められていますが、こうしたことが認められるのは、当然に市がその個人情報を適正に収集し、管理することが前提となっています。このため、個人情報の適正収集及び適正管理並びに開示、訂正及び利用停止などの必要な措置を講じることを市に義務付けています。

《関連条例・制度》 個人情報保護条例

(総合計画)

第 16 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下これらを総称して「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。

3 総合計画は、この条例の理念にのっとり策定されるとともに、市民意識又は社会経済情勢等の変化に応じて、適切に見直されなければならない。

4 執行機関は、総合計画との整合性を確保しながら、施策を実施しなければならない。

【解説】

・総合計画の基本部分である基本構想は、平成 23 年の地方自治法の改正で法的な策定義務がなくなり、その策定と議会の議決を経るかどうかは市の判断に委ねられました。まちの将来像を市民と共有し、総合的かつ計画的な行政運営を行っていくためには、基本構想とそれを実現するための計画は必要であると判断し、引き続き総合計画として策定することを市長に義務付けています。（第 1 項）また、基本構想を策定する際は、これまでと同様に議会の議決を経ることを定めました。（第 2 項）本条ではこのほか、総合計画は自治基本条例の理念にのっとって定めることと、情勢の変化に応じて適切に見直すことについても定めています。（第 2 項）

《関連条例・制度》 総合計画、総合計画策定審議会条例

(行政改革)

第 17 条 市長は、最少の経費で最大の市民福祉を図るため、不断の行政改革に取り組まなければならない。

2 市長は、行政改革の目標及びそれを実現するための施策の大綱を定めた計画を策定するものとする。

【解説】

- ・最少のコストで最大の市民サービスを実現することが執行機関に課せられた使命であり、そのための具体的な取り組みが「行政改革」です。こうしたことを踏まえ、この条例の中では不断に行政改革に取り組むこと（第 1 項）と、行政改革を推進するための計画を策定することを市長に義務付けています。（第 2 項）

《関連条例・制度》 行政改革大綱、行政改革懇話会設置要綱

(行政評価)

第 18 条 執行機関は、実施する施策について、客観的かつ効率的な評価を行わなければならない。

2 執行機関は、前項の評価結果を踏まえ、その実施する施策について必要な見直しを行うものとする。

【解説】

- ・限りある市の予算や人員を最大限に活用するためには、事業や施策の効果を測定して、役割が終わったものは廃止し、優先的に取り組むべきものには行政資源を集中するなど、メリハリをつけた資源の配分が必要です。このため、執行機関には、客観的・効率的な施策（事務事業、施策、政策）評価の実施と、その結果を踏まえて必要な施策の見直しを行うことを義務付けています。

《関連条例・制度》 行政評価制度（事務事業、施策、政策）

(財政運営)

第 19 条 市長は、市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない。

2 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長は、健全な財政運営を確保するための計画を策定するものとする。

【解説】

・財政制度は複雑なものです、石狩市が自主的・自立的なまちづくりを進めていくためには、その主役である市民が市の財政状況を理解することが必要です。このため、市長には、市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすい形で提供することを義務付けています。（第 1 項）

・また、まちづくりの持続可能性を確保する上で、計画的で効率的な財政運営は欠かせないものであり、こうした観点から、財源や財産の効果的かつ効率的な活用と健全財政を確保するための計画を策定すること（第 2 項・第 3 項）としています。

《関連条例・制度》 財政規律ガイドライン、財政状況の公表に関する条例、財務関係の各種条例等

（組織編成）

第 20 条 市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、効率的かつ機能的にその目的を達成できるよう編成されなければならない。

2 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう運営されなければならない。

【解説】

・執行機関をはじめとする市の組織に求められる原則として、まちづくりの主役である市民にとって分かりやすく、簡素であり、効率的・機能的に組織目的を達成するよう編成することを定めています。（第 1 項）

・また、組織間で適切に連携・情報交換等を行って、いわゆる「縦割り」に陥らず、組織全体として総合的に効果を上げることが組織の命題であることを確認的に規定しています。（第 2 項）

《関連条例・制度》 副市長定数条例、部設置条例、各種組織関係規則等

（職員育成）

第 21 条 市長は、専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し、市政の課題への的確な対応能力を備えた職員を育成するため、必要な措置を講じなければならない。

・市の職員は、市が担うまちづくりに重要な役割を果たすことから、第 12 条では職員の責務を規定していますが、そのような職員を育成することは任命権者の役割です。こうした観点から、職員を育成するために必要な措置を講じることを市長の義務として定めています。

《関連条例・制度》 職員研修規程、職員服務規程、職員倫理規程等

(行政手続)

第 22 条 執行機関は、市政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等に関して、共通する事項を定めなければならない。

【解説】

・協働のまちづくりを進めていくためには、市が許認可などの権限を行使する際にも透明性を高め、市民や利害関係者の権利利益を適切に保護することにより、市の行政手続に対する信頼を確保する必要があります。このため、執行機関がその地位に基づいて行う許認可、行政指導、届出の受け付け、命令などの行為について、共通の事項を定めることを義務としています。

《関連条例・制度》 行政手続条例、市民の声を活かす条例

(危機管理)

第 23 条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、市民意識の啓発に努めるとともに、総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

・安全・安心な環境を求める市民の権利を具現化するためには、災害、犯罪、交通事故などから市民を守るための危機管理体制を地域で構築することが必要です。また、真に実効性のある危機管理は、個々の市民の自覚を高めることなしには実現できません。このため、市長には、市民意識の啓発も含め、総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じることを義務としています。

《関連条例・制度》 国民保護計画、地域防災計画、交通安全基本条例、生活安全条例

第 6 章 協働によるまちづくりの推進

(協働によるまちづくりの推進)

第 24 条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則の大きな柱となる「協働のまちづくり」を進めるためには、行政と市民双方に一定の認識や取り組みが求められることが少くないことから、第 6 章では、これらの必要な事項を定めています。
- ・「協働」とは、複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完協力することです。(第 2 条第 6 号) こうした協働に実際に参加する際は、参加する市民の自主性と各主体の特性(自分との違い)を尊重するとともに、互いが対等な関係(強制や押し付けをしない、下請けにはならない)にあることに配慮することとし、これらを通して、相互の理解を深め、信頼関係を構築していく必要があることを明らかにしています。(第 1 項)
- ・市は権限、財源、人的資源を持ち、今後もまちづくりの大きな部分を担うことから、協働によるまちづくりが進むかどうかは、市が、「仕方がなく」協働するか「進んで」協働するかによって、大きく違ってくると思われます。このため、市が積極的に協働の機会の創出に努めることを求めています。

なお、「積極的に創出」とは、市が市民に協働を呼びかけるばかりでなく、市民からの協働の提案を実現させるよう努力することや、市民間の協働の橋渡しをするなど、多面的な役割を担うことを意味しています。(第 2 項)

- ・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、さまざまな形で支援を行うことも必要になってくるため、このように規定しています。この場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなどさまざまなパターンが考えられます。(第 3 項)

(行政活動への市民参加の推進)

- 第 25 条 執行機関は、施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 執行機関は、市政の重要事項又は市民の関心の高い事項について、その決定前に市民の意見を聞く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとする。

【解説】

- ・協働によるまちづくりを進めるためには、まちづくりの大きな部分を担っている執行機関の活動(行政活動)の立案、実施、評価の各過程で、まちづくりの主役である市民が参加する場面を適切に設けることが欠かせないことから、執行機

関に適切な市民参加の機会を確保するための措置を講じる義務を課しています。なお、「適切な」とは、行政活動に求められる効率性や費用対効果の向上などと、市民参加の要請とのバランスを適度に保つことを示しています。(第 1 項)

・行政活動の立案の中でも、特に市政の重要事項や市民の関心の高い事項については、必ず決定前に市民の意見を聴き、提出された意見を真摯に検討するための仕組みを整える義務を執行機関に課しているもので、市民の声を活かす条例の制定根拠となる規定です。(第 2 項)

・行政活動に市民意見を反映する手法として、審議会や懇話会などの合議制機関を置くことは既に一般的な手法となっていますが、こうした機関が本来の役割を果たすためには、人選を適切に行うことが重要であることから、審議会等における市民の多様な意見を反映させるための原則として、公募制の採用や男女比率、地域バランスなどに配慮することとしています。(第 3 項)

《関連条例・制度》 市民の声を活かす条例、各種審議会条例等

(地域コミュニティ組織)

第 26 条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

【解説】

・協働のまちづくりの中でも、地域を面的にカバーした取り組みが効果的と思われる公共的サービス（防災、防犯、生活環境向上、青少年健全育成など）を向上させる上で、町内会や子ども会など地縁型の地域コミュニティ組織が重要な役割を果たすことが期待されます。しかし、地域コミュニティ組織は、そこに住む住民の参加や協力なしには機能しないという性格を持っているため、住民には、まず地域コミュニティの役割を認識していただき、自主的にその活動に参加・協力するよう努めることを求めています。

(住民投票)

第 27 条 市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすなどの事由により、住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案については、別に条例を定め、住民投票を実施するものとする。

2 市長及び議員は、住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

3 投票資格その他住民投票の実施について必要な事項は、その都度別に条例で定める。

【解説】

・現在の地方自治制度は、具体的の施策の是非は住民の代表者が最終決定する「間接民主制」をとっていますが、石狩市の将来を大きく左右するような極めて重要

な決定や代表者だけでは判断が難しいと思われる決定をしなければならない場合もあり得ます。こうした場合に、代表者が、負託を受けた住民の意思を直接確認した上で最終決定するのが住民投票制度です。

・住民投票の実施や具体的な実施の方法などについては、事案の内容ごとに別に条例で定めることとして、これらの事項は、基本的に議会が判断すべきものとしながら、市長及び議員には、住民投票の結果を最大限尊重する義務を課しています。

第 7 章 他の自治体等との連携協力

(市外の人々等との連携)

第 28 条 市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。

・まちづくりを進める中では石狩市だけで解決できない課題などもあります。こうした課題については、市民以外の人々、他の市町村、北海道、国などの力も借りる必要があります。第 7 章は、こうした観点から求められている事項を定めています。

・協働のまちづくりの中心となるのは市民と市であることは当然ですが、人や情報などの流れが活発になっている現状を考えると、市民と市のみならず、必要があれば市外のさまざまな主体と連携、協力しながら進めていく方が、より良い成果につながることも考えられることから、必要に応じて市外の個人、法人、団体等との協働、連携関係を深めるという基本的姿勢を明らかにしました。

(他の自治体等との協力)

第 29 条 石狩市は、他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図るものとする。

2 石狩市は、国及び北海道に対し、役割分担のもと対等の関係でまちづくりを進める立場から、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、及び必要な施【解説】提案等を行うものとする。

・現在のまちづくりは、市域を越えて広域的に対処しなければならない課題や他市町村と共に通する課題も多くあることから、これらに対応するために、他の市町村と連携、協力しながら共通する課題の解決に向けて取り組むこととしています。（第 1 項）

・地方分権のもとでは、北海道や国は、市と役割分担をしながら道政、国政レベル

ルで石狩市のまちづくりを担う対等のパートナーと位置付けられます。従ってここでは、石狩市と北海道又は国がこうした関係にあることを基本とした上で、まちづくりのうち、北海道や国が担うべき分野について協力を求めたり、提案をしていくことが市の基本姿勢であるということを明らかにしています。(第 2 項)

第 8 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 30 条 市は、5 年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

【解説】

- ・この条例がまちづくりの理念や基本的な事項を定めるものであることから、頻繁に改正するような性格の条例ではないものの、社会情勢や経済情勢がめまぐるしく変わる中では、市民の意識も時代とともに変わっていくことが考えられます。市民意識に合わない条例は、それ自体が存在意義を失うことになることから、5 年を超えない期間ごとに検討を加え、必要に応じて見直しをすることとしています。なお、見直しに際しては、十分な市民議論を経ることが必要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(石狩市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)
- 2 石狩市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和 26 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別紙様式（第 2 条関係）</p> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること</p>	<p>別紙様式（第 2 条関係）</p> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること</p>

を固く誓います。 年　　月　　日 氏　　名　印	を固く誓います。 <u>私は、石狩市の職員として、市民との協働に積極的に取り組むとともに、能力の向上と自己研鑽に努めることを固く誓います。</u> 年　　月　　日 氏　　名　印
-------------------------------	---

【解説】

- ・この条例の施行期日は、平成 20 年 4 月 1 日としています。この条例で定めた事項を具体化するために必要な条例や制度は、この条例施行後に順次整備していきます。
- ・具体的な行政活動を執行する市職員が、自治基本条例を踏まえて職務を遂行する責務があることを認識するようにするため、採用時の宣誓の中で、市民との協働に取り組むことや能力の向上と自己研鑽に努めることも宣誓するよう、宣誓の内容を定めている条例の一部を改正します。

附則（平成 25 年 3 月 28 日条例第 1 号 第 1 次改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

- ・第 30 条の規定に基づき、検討を行った結果、第 16 条の総合計画の規定についてのみ条文の改正が必要と判断されたことから、パブリックコメント手続を実施し、平成 25 年第 1 回定例会に改正条例を上程し可決されています。